

山形県手数料条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

現 行		改 正 案																																																	
<p>(手数料の徴収)</p> <p>第2条 県は、次の各号に掲げる事務につき、それぞれ当該各号に定める手数料を徴収する。この場合における当該手数料の金額は、当該各号に特別の計算単位の定めのあるものについてはその計算単位につき、その他のものについては1件につきそれぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1)～(423)の5 ー略ー</p> <p>(423)の6 長期優 長期優良 次の表の 良住宅の普及の促 住宅建築 左欄に掲 進に関する法律 等計画認 げる区分 (平成20年法律第 定申請手 に応じ、そ 87号) 第5条第1 数料 れぞれ同 項から第3項まで 表の右欄 の規定に基づく長 に定める 期優良住宅建築等 額 計画の認定の申請 に対する審査</p>		<p>(手数料の徴収)</p> <p>第2条 県は、次の各号に掲げる事務につき、それぞれ当該各号に定める手数料を徴収する。この場合における当該手数料の金額は、当該各号に特別の計算単位の定めのあるものについてはその計算単位につき、その他のものについては1件につきそれぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1)～(423)の5 ー略ー</p> <p>(423)の6 長期優 長期優良 次の表の 良住宅の普及の促 住宅建築 左欄に掲 進に関する法律 等計画認 げる区分 (平成20年法律第 定申請手 に応じ、そ 87号) 第5条第1 数料 れぞれ同 項から第5項まで 表の右欄 の規定に基づく長 に定める 期優良住宅建築等 額 計画の認定の申請 に対する審査</p>																																																	
<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">区分</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="10">イ 新 築す る住 宅 (以 下こ の号 及び 次号 にお いて 「新 築住 宅」 とい う。) に係 る長 期優 良住 宅建 築等</td> <td>住宅の 品質確 保の促 進等に 関する 法律(平 成11年 法律第 81号) 第 5条第 1項に 規定す る登録 住宅性 能評価 機関(以 下「登録 住宅性 能評価 機関」と いう。) により</td> <td>戸数が1戸のもの 6,000 円</td> </tr> <tr> <td>戸数が1戸を超え 5戸以内のもの</td> <td>12,000 円</td> </tr> <tr> <td>戸数が5戸を超え 10戸以内のもの</td> <td>22,000 円</td> </tr> <tr> <td>戸数が10戸を超え 25戸以内のもの</td> <td>31,000 円</td> </tr> <tr> <td>戸数が25戸を超え 50戸以内のもの</td> <td>58,000 円</td> </tr> <tr> <td>戸数が50戸を超え 100戸以内のもの</td> <td>101,000 円</td> </tr> <tr> <td>戸数が100戸を超え 200戸以内のもの</td> <td>166,000 円</td> </tr> <tr> <td>戸数が200戸を超え 300戸以内のもの</td> <td>204,000 円</td> </tr> <tr> <td>戸数が300戸を超 えるもの</td> <td>218,000 円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>0円</td> </tr> </tbody> </table>		区分		金額	イ 新 築す る住 宅 (以 下こ の号 及び 次号 にお いて 「新 築住 宅」 とい う。) に係 る長 期優 良住 宅建 築等	住宅の 品質確 保の促 進等に 関する 法律(平 成11年 法律第 81号) 第 5条第 1項に 規定す る登録 住宅性 能評価 機関(以 下「登録 住宅性 能評価 機関」と いう。) により	戸数が1戸のもの 6,000 円	戸数が1戸を超え 5戸以内のもの	12,000 円	戸数が5戸を超え 10戸以内のもの	22,000 円	戸数が10戸を超え 25戸以内のもの	31,000 円	戸数が25戸を超え 50戸以内のもの	58,000 円	戸数が50戸を超え 100戸以内のもの	101,000 円	戸数が100戸を超え 200戸以内のもの	166,000 円	戸数が200戸を超え 300戸以内のもの	204,000 円	戸数が300戸を超 えるもの	218,000 円		0円	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">区分</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="10">イ 新 築す る住 宅 (以 下こ の号 及び 次号 にお いて 「新 築住 宅」 とい う。) に係 る長 期優 良住 宅建 築等</td> <td>住宅の 品質確 保の促 進等に 関する 法律(平 成11年 法律第 81号) 第 6条の 2第3 項に規 定する 確認書 (以下 「確認 書」とい う。) 又は 同条 第4項 に規定 する住</td> <td>戸数が1戸のもの 12,000 円</td> </tr> <tr> <td>戸数が1戸を超え 5戸以内のもの</td> <td>22,000 円</td> </tr> <tr> <td>戸数が5戸を超え 10戸以内のもの</td> <td>37,000 円</td> </tr> <tr> <td>戸数が10戸を超え 25戸以内のもの</td> <td>62,000 円</td> </tr> <tr> <td>戸数が25戸を超え 50戸以内のもの</td> <td>99,000 円</td> </tr> <tr> <td>戸数が50戸を超え 100戸以内のもの</td> <td>152,000 円</td> </tr> <tr> <td>戸数が100戸を超え 200戸以内のもの</td> <td>258,000 円</td> </tr> <tr> <td>戸数が200戸を超え 300戸以内のもの</td> <td>326,000 円</td> </tr> <tr> <td>戸数が300戸を超 えるもの</td> <td>371,000 円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>0円</td> </tr> </tbody> </table>		区分		金額	イ 新 築す る住 宅 (以 下こ の号 及び 次号 にお いて 「新 築住 宅」 とい う。) に係 る長 期優 良住 宅建 築等	住宅の 品質確 保の促 進等に 関する 法律(平 成11年 法律第 81号) 第 6条の 2第3 項に規 定する 確認書 (以下 「確認 書」とい う。) 又は 同条 第4項 に規定 する住	戸数が1戸のもの 12,000 円	戸数が1戸を超え 5戸以内のもの	22,000 円	戸数が5戸を超え 10戸以内のもの	37,000 円	戸数が10戸を超え 25戸以内のもの	62,000 円	戸数が25戸を超え 50戸以内のもの	99,000 円	戸数が50戸を超え 100戸以内のもの	152,000 円	戸数が100戸を超え 200戸以内のもの	258,000 円	戸数が200戸を超え 300戸以内のもの	326,000 円	戸数が300戸を超 えるもの	371,000 円		0円
区分		金額																																																	
イ 新 築す る住 宅 (以 下こ の号 及び 次号 にお いて 「新 築住 宅」 とい う。) に係 る長 期優 良住 宅建 築等	住宅の 品質確 保の促 進等に 関する 法律(平 成11年 法律第 81号) 第 5条第 1項に 規定す る登録 住宅性 能評価 機関(以 下「登録 住宅性 能評価 機関」と いう。) により	戸数が1戸のもの 6,000 円																																																	
	戸数が1戸を超え 5戸以内のもの	12,000 円																																																	
	戸数が5戸を超え 10戸以内のもの	22,000 円																																																	
	戸数が10戸を超え 25戸以内のもの	31,000 円																																																	
	戸数が25戸を超え 50戸以内のもの	58,000 円																																																	
	戸数が50戸を超え 100戸以内のもの	101,000 円																																																	
	戸数が100戸を超え 200戸以内のもの	166,000 円																																																	
	戸数が200戸を超え 300戸以内のもの	204,000 円																																																	
	戸数が300戸を超 えるもの	218,000 円																																																	
		0円																																																	
区分		金額																																																	
イ 新 築す る住 宅 (以 下こ の号 及び 次号 にお いて 「新 築住 宅」 とい う。) に係 る長 期優 良住 宅建 築等	住宅の 品質確 保の促 進等に 関する 法律(平 成11年 法律第 81号) 第 6条の 2第3 項に規 定する 確認書 (以下 「確認 書」とい う。) 又は 同条 第4項 に規定 する住	戸数が1戸のもの 12,000 円																																																	
	戸数が1戸を超え 5戸以内のもの	22,000 円																																																	
	戸数が5戸を超え 10戸以内のもの	37,000 円																																																	
	戸数が10戸を超え 25戸以内のもの	62,000 円																																																	
	戸数が25戸を超え 50戸以内のもの	99,000 円																																																	
	戸数が50戸を超え 100戸以内のもの	152,000 円																																																	
	戸数が100戸を超え 200戸以内のもの	258,000 円																																																	
	戸数が200戸を超え 300戸以内のもの	326,000 円																																																	
	戸数が300戸を超 えるもの	371,000 円																																																	
		0円																																																	

計画 の認 定の 申請 に対 する 審査	長期優 良住宅 の普及 の促進 に関する法律 第6条 第1項 第1号、 第2号、 第4号 及び第 5号に 掲げる 基準に 適合す ると評 価され ている 場合		
	住宅の 品質確 保の促 進等に 関する 法律第 5条第 1項に 規定す る住宅 性能評 価書(以 下この 号及び 次号に おいて 「住宅 性能評 価書」と いう。) の交付 を受け ている 場合	戸数が1戸のもの	16,000 円
		戸数が1戸を超え 5戸以内のもの	58,000 円
		戸数が5戸を超え 10戸以内のもの	93,000 円
		戸数が10戸を超え 25戸以内のもの	175,000 円
		戸数が25戸を超え 50戸以内のもの	300,000 円
		戸数が50戸を超え 100戸以内のもの	461,000 円
		戸数が100戸を超え 200戸以内のもの	839,000 円
		戸数が200戸を超え 300戸以内のもの	1,144,000 円
		戸数が300戸を超 えるもの	1,384,000 円

計画 の認 定の 申請 に対 する 審査	住宅性能 評価書 (以下 この号 及び次 号にお いて「住 宅性能 評価書」 とい う。)の 交付を 受けて いる場 合		

	一略一	一略一	一略一
ロ 増 築 し、 又は 改築 する 住宅 (以 下こ の号 及び 次号 にお いて 「既 存住 宅」 とい う。) に係 る長 期優 良住 宅建 築等 計画 の認 定の 申請 に対 する 審査	登録住 宅性能 評価機 関によ り長期 優良住 宅の普 及の促 進に関 する法 律第6 条第1 項第1 号、第2 号、第4 号及び 第5号 に掲げ る基準 に適合 すると 評価さ れてい る場合	戸数が1戸のもの 戸数が1戸を超え 5戸以内のもの 戸数が5戸を超え 10戸以内のもの 戸数が10戸を超え 25戸以内のもの 戸数が25戸を超え 50戸以内のもの 戸数が50戸を超え 100戸以内のもの 戸数が100戸を超え 200戸以内のもの 戸数が200戸を超え 300戸以内のもの 戸数が300戸を超 えるもの	9,000 円 18,000 円 33,000 円 47,000 円 88,000 円 151,00 0円 249,00 0円 306,00 0円 326,00 0円
	一略一	一略一	一略一
	備考 一略一		

(423)の7 長期優 長期優良 次の表の
良住宅の普及の促 住宅建築 左欄に掲
進に関する法律第 等計画変 げる区分
8条第1項の規定 更認定申 に応じ、そ
に基づく長期優良 請手数料 れぞれ同
住宅建築等計画の 表の右欄
変更の認定の申請 に定める
に対する審査 額

区分		金額
イ 新	登録住 戸数が1戸のもの	3,000 円

	一略一	一略一	一略一
ロ 増 築 し、 又は 改築 する 住宅 (以 下こ の号 及び 次号 にお いて 「既 存住 宅」 とい う。) に係 る長 期優 良住 宅建 築等 計画 の認 定の 申請 に対 する 審査	確認書 又は住 宅性能 評価書 の交付 を受け ている 場合	戸数が1戸のもの 戸数が1戸を超え 5戸以内のもの 戸数が5戸を超え 10戸以内のもの 戸数が10戸を超え 25戸以内のもの 戸数が25戸を超え 50戸以内のもの 戸数が50戸を超え 100戸以内のもの 戸数が100戸を超え 200戸以内のもの 戸数が200戸を超え 300戸以内のもの 戸数が300戸を超 えるもの	18,000 円 34,000 円 56,000 円 93,000 円 149,00 0円 227,00 0円 387,00 0円 490,00 0円 556,00 0円
	一略一	一略一	一略一
	備考 一略一		

(423)の7 長期優 長期優良 次の表の
良住宅の普及の促 住宅建築 左欄に掲
進に関する法律第 等計画変 げる区分
8条第1項の規定 更認定申 に応じ、そ
に基づく長期優良 請手数料 れぞれ同
住宅建築等計画の 表の右欄
変更の認定の申請 に定める
に対する審査 額

区分		金額
イ 新	確認書 戸数が1戸のもの	6,000 円

築住宅に係る長期優良住宅建築等計画の変更の認定の申請に対する審査	宅性能評価機 関による長期優良住宅の普及に關する法律第6条第1項第1号、第2号、第4号及び第5号に掲げる基準に適合すると評価されている場合	戸数が1戸を超え5戸以内のもの	6,000円	
		戸数が5戸を超え10戸以内のもの	11,000円	
		戸数が10戸を超え25戸以内のもの	16,000円	
		戸数が25戸を超え50戸以内のもの	29,000円	
		戸数が50戸を超え100戸以内のもの	51,000円	
		戸数が100戸を超え200戸以内のもの	83,000円	
		戸数が200戸を超え300戸以内のもの	102,000円	
		戸数が300戸を超えるもの	0円	
		住宅性能評価書の交付を受けている場合	戸数が1戸のもの	8,000円
		戸数が1戸を超え5戸以内のもの	29,000円	
	戸数が5戸を超え10戸以内のもの	46,000円		
	戸数が10戸を超え25戸以内のもの	87,000円		
	戸数が25戸を超え50戸以内のもの	150,000円		
	戸数が50戸を超え100戸以内のもの	231,000円		
	戸数が100戸を超え200戸以内のもの	420,000円		
	戸数が200戸を超え300戸以内のもの	572,000円		
	戸数が300戸を超えるもの	692,000円		
	—略—	—略—	—略—	
	ロ 既存住宅に係る長期	登録住宅性能評価機関による長期	戸数が1戸のもの	5,000円
			戸数が1戸を超え5戸以内のもの	9,000円
			戸数が5戸を超え10戸以内のもの	16,000円

築住宅に係る長期優良住宅建築等計画の変更の認定の申請に対する審査	又は住宅性能評価書の交付を受けている場合	戸数が1戸を超え5戸以内のもの	11,000円		
		戸数が5戸を超え10戸以内のもの	19,000円		
		戸数が10戸を超え25戸以内のもの	31,000円		
		戸数が25戸を超え50戸以内のもの	50,000円		
		戸数が50戸を超え100戸以内のもの	76,000円		
		戸数が100戸を超え200戸以内のもの	129,000円		
		戸数が200戸を超え300戸以内のもの	163,000円		
		戸数が300戸を超えるもの	185,000円		
		—略—	—略—	—略—	
		ロ 既存住宅に係る長期	確認書又は住宅性能評価書の交付	戸数が1戸のもの	9,000円
				戸数が1戸を超え5戸以内のもの	17,000円
				戸数が5戸を超え10戸以内のもの	28,000円
				—略—	—略—

優良住宅建築等計画の変更の認定の申請に対する審査	優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第1項第1号、第2号、第4号及び第5号に掲げる基準に適合すると評価されている場合	戸数が10戸を超え25戸以内のもの	23,000円
		戸数が25戸を超え50戸以内のもの	44,000円
		戸数が50戸を超え100戸以内のもの	75,000円
		戸数が100戸を超え200戸以内のもの	124,000円
		戸数が200戸を超え300戸以内のもの	153,000円
		戸数が300戸を超えるもの	163,000円
備考 一略一			

(423)の8 一略一

(423)の9 一略一

優良住宅建築等計画の変更の認定の申請に対する審査	を受けている場合	戸数が10戸を超え25戸以内のもの	46,000円
		戸数が25戸を超え50戸以内のもの	74,000円
		戸数が50戸を超え100戸以内のもの	114,000円
		戸数が100戸を超え200戸以内のもの	193,000円
		戸数が200戸を超え300戸以内のもの	245,000円
		戸数が300戸を超えるもの	278,000円
備考 一略一			

(423)の8 一略一

(423)の8の2 長 管理者等 2,000円

期優良住宅の普及選任時の
の促進に関する法認定長期
律第9条第3項の優良住宅
規定に基づく管理建築等計
者等が選任された画変更認
場合における認定定申請手
長期優良住宅建築数料
等計画の変更の認
定の申請に対する
審査

(423)の9 一略一

(423)の9の2 長 認定長期 160,000円

期優良住宅の普及優良住宅
の促進に関する法建築等計
律第18条の規定に画に基づ
基づく建築物の容積率に
積率に関する特例に係る住宅
の許可の申請に対する容積率
する審査の特例許
可申請手
数料

(423)の10 都市の低炭素建築物新築に関する法律（平等計画認定24年法律第84号）第53条第1項手数料の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定の申請に対する審査

区分	金額
—略—	—略—
備考	
1 及び 2 —略—	

第423号の10の表の付表第1

区分	金額
登録住宅性能評価機関により都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項第1号及び第3号に掲げる基準に適合すると評価されている場合	5,000円
—略—	—略—
備考 —略—	

第423号の10の表の付表第2 —略—

第423号の10の表の付表第3 —略—

(423)の11～(478) —略—

2 —略—

(423)の10 都市の低炭素建築物新築に関する法律（平等計画認定24年法律第84号）第53条第1項手数料の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定の申請に対する審査

区分	金額
—略—	—略—
備考	
1 及び 2 —略—	

第423号の10の表の付表第1

区分	金額
住宅の品質確保の促進等に関する法律第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関（以下「登録住宅性能評価機関」という。）により都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項第1号及び第3号に掲げる基準に適合すると評価されている場合	5,000円
—略—	—略—
備考 —略—	

第423号の10の表の付表第2 —略—

第423号の10の表の付表第3 —略—

(423)の11～(478) —略—

2 —略—